

平成23年度 第3回返還促進策等検証委員会 議事要旨

1. 日 時 平成24年2月8日（水）10：00～12：10

2. 場 所 グランドヒル市ヶ谷 3階 真珠

3. 議 事

- (1) 株式会社日立コンサルティングによる回収状況分析及び検証等結果報告（中間報告）
- (2) 自由討議
- (3) 次回日程について

4. 出席者

(◎委員) 50 音順

岩田委員（委員長）、木下委員、斎藤委員、佐原委員、宗野委員、渡辺委員

(○機関)

月岡理事、石矢奨学事業本部長、吉田債権管理部長、藤森奨学金事業部次長

(□分析業務受託業者)

株式会社日立コンサルティング

5. 議事概要

（第2回返還促進策等検証委員会における委員からの課題に対し機構から回答。また、日立コンサルティングより中間報告について説明）

◎：日立コンサルティングの説明について、猶予対象者の38.6%が猶予期間終了後に無延滞になっている。

経済困難を事由とする猶予の場合は、返還可能な状況に改善する事は困難だと思うが、在学猶予後は、新規返還者と同様で就職できれば返還可能だと考えられる。一般的な経済困難等を事由とした猶予対象者と、在学猶予等の機関特有の猶予対象者に分類して分析するべきである。

□：在学猶予を含めて当該分析を行っているか確認した上で、追加報告する。

◎：日立コンサルティングの報告に関して、奨学金事業の健全性を保つために償却を行うべきとの提言がある。貸倒償却という会計上の処理をしたことで、個々の債務が当然に減免されるものではないので、償却後も回収を実施するという民間同様の概念を取りいれることをこれからは検討すべきとの認識でよいか。

□：今後は、民間の資金業者のように償却後も回収を行うことを検討する余地があるのではないかと考える。当然、回収の見込みのない債権にコストを投入するのは合理的ではない。通常の金融機関では、償却後、ある一定期間の期限を定めて督促行為を行い、その期間が経過した後は督促を止めるのが一般的である。

- ◎：国の教育施策としての奨学金事業と、利益を追求する民間の金融事業は違う。特に大きな相違点として、モラルハザード防止の観点から費用対効果を考慮しないで、敢えて貸倒償却をせずに回収行為を行なるべきか財政上のコストを重視して償却を行なうかが問題になると考える。
- ：奨学金制度は性善説が前提となっている。悪意を持っている返還者かどうかの精緻な見極めを行い、償却の基準を厳格化する事が重要である。
- ◎：貸倒償却により、数字上の債権残額は減らせるが、公平性の観点から考えると、貸倒償却を行ったことで、悪意の延滞者について督促行為を止めてしまうのは問題があるように思われる。
- ◎：機構への返還金は、規程上、まず延滞金から充当されるため、長期延滞者の中には少額の弁済を続けても元金に充当されず、債務が一向に減らないことを理由に返還をあきらめてしまう者もいることが考えられる。このような延滞者に対しては法的処理を行うことになるが、法的処理には非常に高いコストを要する。長期延滞者の削減及び費用対効果の観点から考えると、返還の無い者に対して法的処理の他に、訴外の任意和解による返還促進を図ってもよいのではないか。悪意の延滞者や連絡がとれない者に対してはこれまでどおり法的処理を行うべきであるが、一方で、連絡が取れ、返還の意志が示された延滞者に対しては、返還金の充当順位を変更し、元金から充当していく等の方法も視野に入れて、柔軟に対応することを検討すべきと考える。
- ：初期延滞者については、返還期限猶予や減額返還等で対応している。長期延滞者については、柔軟な対応を模索しているが、諸規定の制限等もあるため難しい。サービスでは、少額での返還にも対応可能であるが、経費がかかる。
- ：初期延滞防止の観点からは、特に在学猶予明けの者の振替不能を防止する対策などを実施している。在学猶予者の口座登録の時期については、口座加入後1年間引落しの依頼を行わないと加入契約が失効する可能性があるため、在学猶予終了後に口座登録を行うようお願いしてきた。しかし、現状を確認すると1年で加入契約が失効している例は少ないよう見受けられる。失効しないのであれば、貸与終了時に口座加入の手続きをさせた方が確実だと考えている。その点に関して、金融機関によって取扱いが異なるようなので、各金融機関に取扱いに関するアンケート調査を実施しようと検討中である。
- ◎：一般的に金融機関では、少額口座で一定期間動きがない口座は休眠口座として扱っている。そうなると口座解約を行っていなくても、引落し処理はされない。アンケート調査を実施する際には、休眠口座になる要件も確認してみてはどうか。
- ◎：平成21年度以前採用者は、卒業時に返還誓約書の提出とリレーポジション加入手続きをセットで依頼していたため、リレーポジション加入申込の手続きをしっかりと行う者の率も高いように思われる。平成22年度以降採用者は、採用時に返還誓約書を提出し、卒業時に口座加入の手続きを行うため、加入手続きを行わない者が増えるのではないかが懸念される。
- ◎：初回返還者に対する通知は返還開始の3ヶ月ほど前に行っているとのことだが、その様な通知は直前に行った方が効果が高いのではないか。
- ：通知を行う最適な時期を検討したい。
- ◎：所得運動型奨学金に関して、猶予を適用する対象の条件、扱い等を明確にしなければいけないと思う。もっと働けるのに猶予の目安となる年収300万円を上限にして意図的に所得を調整する者も現れるの

ではないか。そうなってしまうと、返還者の間で不公平感が生まれてしまう。

- ：所得連動型奨学金は国の政策である。当該制度の奨学生に対しても、そのようなケースが生じないよう、在学期間中に返還意識の涵養を図ることが重要であると考えている。この制度の無期限猶予によって、現行の経済困難に対する猶予制度に係る議論として悪影響をあたえないよう、防衛的に分析を行なうため、既存の猶予制度と切り離して別管理していきたい。

(以上)